

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び
運転管理業務

プロポーザル説明書

令和4年8月

浜田地区広域行政組合

本プロポーザル説明書は、浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）が、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集・選定するための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業に係る民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本事業に係るプロポーザルへの参加を希望するものは、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿い、本事業の目的に沿った条件で応募資料の作成等を行うものとする。

浜田地区広域行政組合
エコクリーンセンター

目 次

I. 用語の定義	1
II. 事業内容	3
1. 事業名	3
2. 事業実施場所	3
3. 事業概要	3
(1) 事業期間	3
(2) 契約の形態	3
4. 関係法令等の遵守	3
5. 事業スケジュール（予定）	3
6. 民間事業者の業務範囲	4
(1) 基幹的設備改良工事	4
(2) 運転管理業務	4
7. 本組合の業務範囲	4
(1) 処理対象物の搬入	4
(2) 本事業の監視	4
(3) 周辺住民及び施設見学者への対応	4
(4) 工事費及び運転管理業務委託費の支払	4
(5) その他	4
III. 参加資格	5
1. 応募者の構成	5
2. 応募者の参加資格要件	5
(1) 共通の参加資格要件	5
(2) 基幹的設備改良工事を行う企業	6
(3) 運転管理業務を行う企業	6
IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール	7
V. プロポーザルに関する手続き	8
1. 審査会の設置	8
2. 募集要項	8
(1) 募集要項の構成	8
(2) 募集要項に関する説明会	8
(3) 本プロポーザルへの参加に当たっての質問の受付	8
3. 参加申込み	9
(1) 提出書類	9
(2) 提出場所	9
(3) 提出方法	9

(4) 提出期限	9
4. 審査方法等	9
(1) 第1次審査の実施	9
(2) 第2次審査の実施	10
(3) 第3次審査の実施	11
5. 本事業の契約	11
VI. その他	12
1. 応募に関する留意事項	12
(1) 募集要項の承諾	12
(2) 費用負担	12
(3) 募集要項の使用の制限	12
(4) 本組合が提示する参考資料の取扱い.....	12
(5) 使用言語等	12
(6) 著作権	12
(7) 応募資料の取扱い	12
(8) 参加資格の喪失	12
(9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更.....	13
(10) プロポーザル参加の辞退	13
(11) プロポーザルの中止、延期など.....	13
(12) プロポーザルの無効に関する事項.....	13
(13) 優先交渉権者の失格	14
(14) その他	14
2. その他	14
(1) 本組合が提示する資料及び回答書.....	14
(2) 参考資料の閲覧、エコクリーンセンターの視察.....	14
3. 問い合わせ先	15

I. 用語の定義

本プロポーザル説明書において用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本施設	「エコクリーンセンター」をいう。
本事業	「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務」をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
処理対象物	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務要求水準書に示す「処理対象物」をいう。
民間事業者	本組合と契約を締結し、本事業を実施する者であり、本施設の基幹的設備改良工事及び運転管理業務に係る、優先交渉権者、建設工事請負事業者、運転管理事業者の総称をいう。
優先交渉権者	応募企業又は応募グループのうち、最優秀提案の応募者として選定された者をいう。
応募者	応募企業、応募グループの総称をいう。
応募企業	本事業に単独の企業で参加する企業をいう。
応募グループ	本事業に複数の企業で参加する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
構成員	本事業に複数の企業で参加する場合において、応募者を構成する企業をいう。
代表企業	単独の企業で参加する場合には応募企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員から選出され応募手続等を行う企業をいう。
協力企業	本事業を実施する企業で事業開始後、基幹的設備改良工事及び運転管理業務について、一部を民間事業者から請負又は受託することを予定している企業をいう。
建設工事請負事業者	民間事業者のうち、本施設の基幹的設備改良工事を担当する企業をいう。
運転管理事業者	民間事業者のうち、本施設の運転管理業務を担当する企業をいう。
改良工事	本施設の基幹的設備改良工事に係る工事であり、建設工事請負契約書及び要求水準書に基づく工事をいう。
運転管理	本施設の運転管理業務に係る業務であり、運転管理業務委託契約書、要求水準書に基づく業務をいう。
基本協定	本事業に関する基本的な事項について、本組合と優先交渉権者の間で締結される契約をいう。
建設工事請負契約	本組合と建設工事請負事業者との間で締結される契約をいう。
運転管理業務委託契約	本組合と運転管理事業者との間で締結される契約をいう。
要求水準書	「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務要求水準書」をいう。

用語	定義
募集要項	公告文、本プロポーザル説明書、様式集、優先交渉権者選定基準書から構成され、本事業に関する要求水準、契約条件、優先交渉権者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
応募資料	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出するものであり、提案要領書に提出書類として規定する所定様式の「参加申込書、基幹的設備改良工事見積設計図書、事業提案書、見積書、見積内訳書」の総称をいう。
参加申込書	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出する応募資料の一つであり、本プロポーザル説明書の「参加申込手続き」において規定する提出書類一式をいう。
提案書	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出する応募資料の一つであり、本プロポーザル説明書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「基幹的設備改良工事見積設計図書、事業提案書」をいう。
審査会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案の審査を行う目的で、本組合が設置する学識経験者等で構成された「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会」をいう。

II. 事業内容

1. 事業名

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務

2. 事業実施場所

島根県江津市波子町口321番1

3. 事業概要

(1) 事業期間

事業期間：契約締結日（令和5年3月上旬）から令和20年3月31日まで

①基幹的設備改良工事期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

②運転管理業務期間

業務引継ぎ期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

運転管理業務 令和5年4月1日から令和20年3月31日まで

※ 業務引継ぎ期間後、令和5年5月31日までは、運転手法等について新たな疑義が生じた場合に限り、前任の運転管理事業者との協議等により確認することを認める。ただし、その際に要する前任の運転管理事業者の旅費交通費等は、運転管理事業者が負担すること。

(2) 契約の形態

本組合は、基幹的設備改良工事及び運転管理業務を民間事業者に一括して行わせるために、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を優先交渉権者と締結する。

また、本組合は基本協定に基づき、建設工事請負契約と運転管理業務委託契約を締結する。

4. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、要求水準書等に示す関係法令を遵守することとする。

5. 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) プロポーザル公告 | 令和4年8月1日 |
| (2) 優先交渉権者の決定 | 令和5年2月上旬 |
| (3) 契約詳細の協議 | (2) の後速やかに行う |
| (4) 基本協定の締結 | (3) の後速やかに行う |
| (5) 建設工事請負契約の締結 | 令和5年3月上旬 |
| (6) 運転管理業務委託契約の締結 | 令和5年3月上旬 |
| (7) 基幹的設備改良工事着手 | (5) の後速やかに行う |
| (8) 運転管理業務の準備 | (6) の後速やかに行う |
| (9) 運転管理業務の開始 | 令和5年4月1日 |
| (10) 改良工事の完工及び正式引渡 | 令和8年3月31日 |
| (11) 契約終了 | 令和20年3月31日 |

6. 民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は要求水準書に示す。

(1) 基幹的設備改良工事

- ①建設工事請負事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約、要求水準書等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。
- ②建設工事請負事業者は、機械設備工事、土木建築工事、基幹的設備改良工事に必要な工事を行う。更に、機器等の取替工事に伴って発生する廃棄物等の処理・処分及びその他の関連する業務、必要となる手続、本施設の試運転及び部分引渡性能試験、引渡性能試験を行う。

(2) 運転管理業務

- ①運転管理事業者は、本組合と締結する運転管理業務委託契約、要求水準書等に基づき、本施設の運転管理を行う。
- ②運転管理事業者は、運転管理に必要となる体制を組織した上で業務を行う。

7. 本組合の業務範囲

本組合が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は要求水準書に示す。

(1) 処理対象物の搬入

本組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(2) 本事業の監視

本組合は、基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運転管理業務の実施状況の監視を行う。

(3) 周辺住民及び施設見学者への対応

本組合は、周辺住民への対応を行う。施設見学者への対応は運転管理事業者と連携して行う。

(4) 工事費及び運転管理業務委託費の支払

本組合は、建設工事請負契約、運転管理業務委託契約等に基づき、基幹的設備改良工事に係る工事費を建設工事請負事業者へ、運転管理業務委託費を運転管理事業者にそれぞれ支払う。

(5) その他

本組合は、本施設の基幹的設備改良工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請手続等を含む行政手続、書類の作成等の対応を行う。

焼却灰・飛灰の資源化及びダスト処理物の処分に当たっては本組合が当該事業者と直接契約し、必要となる経費（処理委託費、運搬費）は、本組合から当該事業者へ直接支払う。

Ⅲ. 参加資格

プロポーザルに参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1. 応募者の構成

- ① 要求水準書に掲げる業務等を実施することができる単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループにあっては、構成員のうちから代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行わなければならない。
- ③ 応募企業及び応募グループ（以下「応募者」と総称する。）は、基幹的設備改良工事及び運転管理業務のそれぞれについて、応募企業又は応募グループの構成員が担当しなければならない。
- ④ 応募グループは、応募に当たり、代表企業及びその他の構成員が本事業の実施において果たす役割を明らかにしなければならない。
- ⑤ 応募企業の変更並びに応募グループの代表企業及びその構成員の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りでない。
- ⑥ 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めない。
- ⑦ 同一の応募者が、複数の提案を行うことは認めない。

2. 応募者の参加資格要件

（1）共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループの代表企業は、次の①から⑦までに掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
 - ② 令和 4～6 年度浜田市建設工事等入札参加有資格者名簿（工事種別：清掃施設工事）に登録されている者であること。
- ※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録が無い場合は、臨時で審査の対象とするので、令和 4 年 8 月 31 日（水）までに浜田市競争入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、申請にあつては、島根県電子調達システムからの申請となっており、申請は浜田市のみを選択すること。手続きについては、「VI. 3. 問い合わせ先」の担当部署に連絡をすること。
- ③ 公告時において、浜田市並びに江津市から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
 - ④ 公告時において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - ⑤ 公告時において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - ⑥ 本組合と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に関する本組合のアドバイザー契約を締結した企業は、日本水工設計株式会社である。

- ⑦ 本事業の審査会（エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会）の委員及び委員が属する企業及びその関係会社でないこと。

（２）基幹的設備改良工事を行う企業

応募企業又は応募グループの代表企業は、次の①から④までに掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事若しくは機械器具工事に係る特定建設業の許可を受けており、次の a 若しくは b どちらかの条件を満たすこと。
 - a 清掃施設工事 総合評定値 1,200 点以上
 - b 機械器具工事 総合評定値 1,200 点以上
- ③ 地方公共団体（日本国内）において、過去 10 年間にわたり、次に掲げる条件を満たす一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事（環境省の交付対象事業である「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」又は「廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業」に合致する事業に限る。）の完工実績を令和 4 年 4 月 1 日時点で有していること。なお、応募者の会社の分割、合併、事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割、合併又は承継が適切に行われ、かつ、分割され、合併され、又は承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明する書類を提出すること。
 - a 処理能力が 50t/日以上の施設であること。
- ④ 清掃施設工事業若しくは機械器具工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。

（３）運転管理業務を行う企業

応募企業又は応募グループの代表企業は、地方公共団体（日本国内）において、過去10年間にわたり、次に掲げる条件の全てを満たす一般廃棄物処理施設の運転管理業務（長期包括的運営事業、DBO事業又はPFI事業であるもの。ただし、運転委託は除く。）を受託した実績を令和4年4月1日時点で有していること。なお、応募者の会社の分割、合併、事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割、合併又は承継が適切に行われ、かつ分割され、合併され、又は承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明する書類を提出すること。

- ① 3年以上の継続した運転管理を行っていること。
- ② 処理能力が 50t/日以上の施設であること。

3. 欠格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者、第2次審査参加者は、次に掲げる条件のいずれかに該当した場合、欠格とする。

- ① 必要書類の提出期日を遵守していない。
- ② 必要書類に不足、欠落がある。

IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール

プロポーザル公告から契約締結に至るまでのスケジュールは以下のとおりである。なお、スケジュールは、審査等の進捗等により変更する場合がある。

(1) プロポーザル公告	令和4年8月1日
(2) 募集要項の公表	令和4年8月1日
(3) 本プロポーザルへの参加に当たっての質問の受付締切	令和4年8月10日
(4) 本プロポーザルへの参加に当たっての質問に対する回答	令和4年8月29日
(5) 参加申込書等の受付締切	令和4年9月7日
(6) 参加申込書等による資格審査(第1次審査)結果の通知	令和4年9月26日
(7) 要求水準書への質問の受付締切	令和4年9月30日
(8) 要求水準書への質問に対する回答	令和4年10月17日
(9) 対話(概要説明会)	令和4年10月24日～令和4年10月28日
(10) 事業提案書及び見積書の受付締切	令和4年11月30日
(11) 事業提案書及び見積書の審査(第2次審査)	令和4年12月
(12) ヒアリング(第3次審査)	令和5年1月10日～令和5年1月13日
(13) 最優秀提案の選定	令和5年1月下旬
(14) 優先交渉権者の決定通知(第3次審査結果の通知)	令和5年2月上旬
(15) 審査結果の公表	(14)の後速やかに行う
(16) 契約協議	(14)の後速やかに行う
(17) 基本協定の締結	令和5年2月上旬
(18) 建設工事請負契約の締結	令和5年3月上旬
(19) 運転管理業務委託契約の締結	令和5年3月上旬

V. プロポーザルに関する手続き

1. 審査会の設置

本組合は、本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案を審査するに当たって「エコグリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会」（以下「審査会」という。）を設置している。審査会を構成する委員は、次のとおりである。

学識経験者 全国都市清掃会議 技術部長	八 焜 浩	委員長 浜田市副市長	砂 川 明
職務代理人 江津市副市長	藤 田 裕	浜田市 市民生活部長	井 上 隆 嗣
江津市 市民部門参事	石 山 景 三	浜田地区広域行政組合 事務局長	久 保 智

2. 募集要項

(1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から⑤までの書類により構成される。

- ① 公告文
- ② プロポーザル説明書
- ③ 様式集
- ④ 優先交渉権者選定基準書
- ⑤ 要求水準書
- ⑥ 契約書(案)〔基本協定書(案)、建設工事請負契約書(案)、運転管理業務委託契約書(案)〕

(2) 募集要項に関する説明会

募集要項に関する説明会は実施しない。

(3) 本プロポーザルへの参加に当たっての質問の受付

本組合は、本プロポーザルへの参加に当たっての質問を次のとおり受け付ける。

① 質問方法

本プロポーザルへの参加に当たっての質問書は、【様式第1号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出に当たって使用するソフトは「Microsoft Word」（Windows版）とする。

② 質問書送付先

VI. 3. 問い合わせ先 と同様

③ 質問受付期限

令和4年8月10日(水)午後5時まで

④ 質問への回答

質問を行った全ての者の質問に対する回答を令和4年8月29日(月)に全社分をまとめて各社宛へメールする。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

3. 参加申込み

参加希望者は、次に定めるところにより、本プロポーザルへの参加の申し込みをすること。

(1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの)1部、副本2部を提出する。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 参加申込書 | 【様式第2号】 |
| ② 応募者の構成(役割分担) | 【様式第3号-1】 |
| ③ 応募者の構成(構成員の連絡先) | 【様式第3号-2】 |
| ④ 委任状 | 【様式第4号】 |
| ⑤ 資格審査申請書 | 【様式第5号-1】 |
| ⑥ 基幹的設備改良工事实績 | 【様式第5号-2】 |
| ⑦ 運転管理実績 | 【様式第5号-3】 |

(2) 提出場所

VI. 3. 問い合わせ先と同様

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、参加申込書以外の書類についての分割提出は認めない。

(4) 提出期限

令和4年9月7日(水)午後5時まで

4. 審査方法等

(1) 第1次審査の実施

① 審査方法

「3. 参加申込み」により提出された書類について、5ページに示す「III. 参加資格」に示した要件を全て満たしているか確認する。なお、審査の結果によっては、第2次審査の参加者を選定しない場合がある。

② 結果通知

第1次審査の結果については、「3.参加申込み」により参加の申し込みをした全ての応募者に通知する。なお、第2次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場合においては、当該休日等を除く。）に限り、書面（様式は任意のものとする。）により、その理由について本組合に説明を求めることができる。

（2）第2次審査の実施

第2次審査の参加者として選定された応募者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

① 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

提出書類は、様式集に沿って作成するものとし、各正本1部、副本2部及び電子データ（PDFだけでなく、様式に合わせてワード、エクセルを収納）をCD-ROM 2部を提出すること。

- (ア)見積書 【様式第6号】
- (イ)見積内訳書 【様式第7号】
- (ウ)事業提案書 【様式第8号】
- (エ)基幹的設備改良工事見積設計図書【様式第9号】
- (オ)業務分担届出書 【様式第10号】

② 提出書類作成要領

(ア)要求水準書への質問

第2次審査参加者は、要求水準書に対して質疑があれば、様式集の質問・回答書を用いて文書で質問を行うことができる。質問の期限は、令和4年9月30日（金）とする。また、質問への回答は、令和4年10月17日（月）に、全社分をまとめて各社宛へメールする。

(イ)対話（概要説明会）

第2次審査参加者には、対話により、本事業の概要の説明を行う。対話は、第2次審査参加者に対して事業目的の理解促進、提案書における要求水準の未達回避、創意工夫の発揮を目的として実施するものである。なお、対話を行う日程は、後日通知するが、令和4年10月24日（月）から令和4年10月28日（金）の間で実施する予定である。

(ウ)見積内訳書【様式第7号】

提示した様式を使用すること。

(エ)見積内訳書【様式第7号】以外の提出書類

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、応募者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

③ 提出場所

VI. 3. 問い合わせ先 と同様

④ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類についての分割提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和4年11月30日(水)午後5時まで

⑥ 審査方法等

本組合は、提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の誤り、矛盾等がないことを確認する。また、応募者が提案書において提案した内容が要求水準等を満たしていることを確認する。

(3) 第3次審査の実施

第2次審査を経た応募者は、次に定めるところにより第3次審査を受けることができる。

① 審査方法等

本組合は、応募者が提出した提案書に関するヒアリングを実施する。ヒアリング実施日時は、令和5年1月10日(火)から令和5年1月13日(金)の間で実施する予定とし、提案書を提出した応募者に対して日程、場所等を別途通知する。

ヒアリングを実施した上、審査会において、「優先交渉権者選定基準書」に基づき評価する。

② 最優秀提案の選定

審査会は、第3次審査の結果に基づき、最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。なお、審査の結果によっては、最優秀提案を選定しない場合がある。

③ 結果通知

審査の結果については、第3次審査の応募者の全てに文書で通知するとともに、審査結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

5. 本事業の契約

本組合は、「4. 審査方法等」により選定された最優秀提案の応募者を優先交渉権者として決定した上で、本事業に関する契約の締結に係る協議を行う。なお、当該協議が不調となった場合は、次点交渉権者として、第3次審査結果において得点の高いものから順にその応募者と当該協議を行う。

VI. その他

1. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、応募資料の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に至る全ての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

(3) 募集要項の使用の制限

本組合から提示された募集要項は、プロポーザルへの参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

(4) 本組合が提示する参考資料の取扱い

応募者は、応募資料を作成するに当たっての参考資料として「別紙参考資料閲覧リスト」に示す資料を閲覧することができる。

本組合が提示する参考資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、プロポーザルに係る検討の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく第三者に対して内容を提示並びに使用させてはならない。

(5) 使用言語等

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとする。

また、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)、日時は日本標準時とする。

(6) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は応募者と協議の上、必要な範囲において応募資料の公表を行うことができることとする。

(7) 応募資料の取扱い

提出された応募資料については、変更することができない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(8) 参加資格の喪失

- ① 公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者(構成員及び協力企業も含む)によって本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った応募者の参加資格を取り消す。

- ② 公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者(応募企業又は応募グループの構成員)が、5ページに示す「III. 参加資格」に掲げる参加資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

(9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更

応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。

ただし、特段の事情が生じた場合は、本組合と代表企業にて協議を行い、変更してもなお本プロポーザル説明書「III. 参加資格」に掲げる参加資格を満たすことを本組合が確認し、本組合が当該変更を妥当と認める場合に限って、その変更を認めるものとする。

(10) プロポーザル参加の辞退

応募者は、次に定めるところにより、プロポーザルへの参加を随時辞退することができる。

① 提出書類

提出書類は、辞退届【様式第11号】の正本(押印したもの)1部を提出する。

② 提出場所

VI. 3. 問い合わせ先と同様

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとし、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

(11) プロポーザルの中止、延期など

本組合が必要と認めたときは、プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、本組合及び応募者は、各自の費用を自己負担するものとし、応募者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

(12) プロポーザルの無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。

- ① プロポーザルに参加する資格のない者が応募しているもの
- ② 提出書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- ③ 見積書記載の金額、氏名その他の事項を確認できないもの
- ④ 見積書記載の金額を加除訂正したもの
- ⑤ 見積書記載の提案金額が予算額を超えた場合
- ⑥ その他プロポーザルの実施条件に違反したとき

(13) 優先交渉権者の失格

優先交渉権者(複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者)が、本組合議会の議決を経て建設工事請負契約の本契約を締結するまでに、本組合から入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本組合は、建設工事請負契約(仮契約を含む。)及び運転管理業務委託契約を締結せず、基本協定を含めて締結済みの建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約については解除できることとする。

(14) その他

募集要項に定めるもののほか、プロポーザルの実施に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

2. その他

(1) 本組合が提示する資料及び回答書

本組合が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(2) 参考資料の閲覧、エコクリーンセンターの視察

参考資料の閲覧及びエコクリーンセンターの視察の申込要領、受付期間等は、次のとおりとする。

① 申込要領

参考資料の閲覧、エコクリーンセンターの視察の申込みは電子メールにて代表企業が行うものとする。

申込みに際しては、参考資料の閲覧希望日または視察希望日の3日前(期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に本組合の電子メールアドレスに以下の事項を送信し、着信を確認する。なお、送信に当たっては電子メールの件名を「参考資料の閲覧、エコクリーンセンターの視察申込み」とする。

申込みは本組合からの電子メールの返信をもって完了とする。

(ア)代表企業名

(イ)担当者名、所属部署名

(ウ)連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)

(エ)参考資料の閲覧希望日時

(オ)エコクリーンセンターの視察希望日時

② 申込先

VI. 3. 問い合わせ先 と同様

③ 参考資料閲覧、エコクリーンセンター視察の受付期間

下記の受付期限内で申込要領に沿って手続きを行った上であれば、複数回にわたって参考資料閲覧、視察できる。ただし、参考資料の閲覧、視察の目的が応募資料を作成するためのものではないと本組合が判断した場合は申込みを受付けない。

受付期限：令和4年11月30日（水）※第2次審査の提出書類の提出期限の日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

（ただし、12時～午後1時までの間及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

④ 参考資料の閲覧に当たっての注意事項

参考資料は閲覧のみとし、複写、写真撮影は不可(一部の資料は写真撮影可)とする。ただし、メモを取ることは認める。

⑤ エコクリーンセンターの視察に当たっての注意事項

(ア)視察時間は2時間以内とする。

(イ)視察内容は「施設の運転状況」、「設備装置の外観」、「運転操作状況」を予定する。

(ウ)工場棟内の視察を希望する場合はヘルメットを持参すること。ヘルメットがない場合は、見学者通路からの視察となる。

(エ)視察後の施設状況や運転操作等に関する質問は、文書にて提出すること（様式は任意）。

(オ)本組合の了解を得た上で、写真撮影も認める。

3. 問い合わせ先

浜田地区広域行政組合 総務課 業務係（エコクリーンセンター内）

住 所 〒699-3161 島根県江津市波子町口 321 番 1

電 話 0855-53-5081

F A X 0855-53-5088

メール gyoumu@hamadakouiki.jp

別紙：参考資料閲覧リスト

- (1) エコクリーンセンター竣工図面
- (2) エコクリーンセンター設備仕様書
- (3) エコクリーンセンター設計計算書
- (4) エコクリーンセンター機器取扱説明書
- (5) 点検整備履歴
- (6) 各種定期点検結果
- (7) 搬入量、処理量、電気使用量、燃料使用量、用水使用量、各種薬品使用量
- (8) 精密機能検査報告書
- (9) 長寿命化総合計画